

和光大学

学生相談センター一年報

第6号

(2023年度 活動報告)

 和光大学

年報発刊の目的および編集方針

学生相談センター 発足時センター長 末木 新

本年報は、①和光大学学生相談センターの活動を多くの方に知っていただくこと、②学生相談センターのスタッフ一同がこれまでの活動を振り返り今後の活動方針を見直していくこと、の二点を目的として発刊しました。第一の目的を果たすため、年報はウェブ上で公開し、誰もが閲覧可能な状態としています。入学を考える高校生やその保証人の方には、和光大学がどのような学生支援を実施しているのかを知っていただき、判断の材料としていただきたいと思います。また、他大学において学生支援に関わるカウンセラー・職員・教員の方々にも本学における取り組みを知っていただき、参考になる部分は取り入れていただくと同時に、至らぬ部分にはご批判をいただければと思っております。

このように、大学における学生相談機関の活動をまとめた資料がウェブ上で公開されていることは、必ずしも一般的なことではないことかもしれません。大学における学生相談機関の活動をまとめた資料は、同じように学生相談を実施している他大学の学生相談機関に紙で郵送され、関係者以外は閲覧できないよう保管することが求められることが一般的です。

一方で、このような活動報告のあり方は、学生相談機関やそこに所属するカウンセラーが（特に大学という組織の中で）日頃からどのような仕事をしているのかを理解していただく機会を減じているようにも思います。相談者のプライバシーを守りつつ、我々の仕事の成果をなるべくオープンにしていく態度を保つことは、心理職が他職種と適切に連携していく際にも重要になってくることだと考えます。学生相談という仕事については、両者のバランスを保つことは難しい点もありますが、試行錯誤を重ね、より良い状態を模索していきたいと考えています。

相談／カウンセリングやコンサルテーションといったカウンセラーの活動は学生支援の核となるものではありますが、心理職が教育機関に貢献していく仕事の方法はそれだけではありません。本学では、「心理学的知識を用いてより良い社会・コミュニティを築く」をモットーに、カウンセラーは基幹会議である学生生活会議に出席をしながら、多様な形で仕事をしています。

本年報が、より良い学生支援について考える資料となり、和光大学学生相談センターの活動にご関心を持っていただけた方とつながる機会となることを期待しています。

目次

・年報発刊の目的および編集方針	末木 新	1
・誰でも社会の中に相応しい役割がある	小林 正典	3
・アフターコロナにおける学生対応について	羽田浦 恭則	5
・合理的配慮に正解はない・あくまでもプロセス	熊上 崇	6
・心から納得して自分で決める、ということ	板橋 千晶	7
・通常の中で生きること	村上 弘子	8
・学生相談センター沿革	末木 新	10
・資料：和光大学学生相談センター規程		13
・和光大学学生相談センターはどうあるべきか	末木 新	15
・2023 年度 学生相談センター活動報告		17
活動概要		17
相談活動		19
配慮願面談の状況		28
グループワーク		29
運営上の課題		33
・2023 年度学生相談センタースタッフ一覧		34

誰でも社会の中に相応しい役割がある



学生支援ディレクター

経営学科 教授 小林 正典

2024 年度から学生支援ディレクターを担当することになりました。研究者になる前は、銀行員や経営コンサルタントの仕事をしていた関係で、様々な会社の営業所や工場を訪問し、経営者から一般従業員に至るまで、いろいろな方々と懇談する機会がありました。今から 30 年以上も昔のことになりますが、少しそのときの記憶をたどってみたいと思います。

当時は携帯電話もパソコンも普及しておらず、一般の人々はインターネットの存在自体を知りませんでした。若い人の多くは高校卒業後に働いていましたが、みんな今よりも単純な作業に従事していました。他人とコミュニケーションをとるのが苦手な人はどこの職場にもいましたが、そういう人でもこなせる仕事が多くありました。それぞれに相応しい職場に配属され、時には失敗をして上司に叱られながらも、自分に相応しい役割を担って働いていたことを記憶しています。

状況が大きく変化したのは、日本各地の工場が中国など人件費の安い国に移転し、パソコンとインターネットが普及したことによります。大きな会社や工場で行われていた単純な仕事は、ほぼコンピュータや機械・ロボットに代替されました。働く人たちはそれらを使いこなすことに加え、空いた時間に様々な人とコミュニケーションをとり、若い人でも付加価値の高い仕事を担うようになりました。現在、複雑かつ創造的な仕事を協働で進める企業が増えていますが、そのような企業で働くには、言語的な論理構成能力と記号・数量的な論理構成能力がともに求められます。とはいえ、誰もこのような汎用的能力を身に付けて仕事に就いているわけではないので、ストレスを感じている人は多いようです。

高校卒業後に就職して仕事をやっていけるのか不安を感じ、周りの人たちに促されて大学に進学したものの、何を学んで卒業後にどうすればいいのかわからない、気軽に相談できる友人も見つからない。このような状態で悩んでいる大学生は少なくないように思います。一方、多くの企業の方では若い人材が集まらず、地域によっては人手が足りずに公共的なサービスですら提供するのが困難な状況になっています。

大人たちが作り出した現代の情報化社会は、若い人たちに難しいことを求めすぎている

ようですが、誰でも社会の中に相応しい役割があります。そのことを若い人たちに伝えるとともに、その人に適した仕事に導いてあげることができれば、人手不足の問題や若い人たちの将来に対する不安や悩みも解決に向かうような気がします。そのためにも、大学が取り組むべき課題は少なくないと感じています。

アフターコロナにおける学生対応について

教学支援課 課長 羽田浦 恭則

和光大学では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2023 年度末までさまざまな対策を講じてきましたが、授業運営も例外ではなく、コロナウイルス感染拡大前とは異なる授業運営方法を探りました。例えば、感染拡大を防ぐために、一つの教室にあまり多くの学生が入らないようにするなどの対策がとられました。具体的には、1 時限目から 5 時限目までに加えて 6 時限目を時間割に追加し、月曜から土曜日までの 1 時限目から 6 時限目までの授業を可能な限り分散することとしました。各クラス、教室の定員数が限られているため、多くの科目を抽選科目とする必要がありました。抽選科目が多くなるということは、当然履修できない科目が増えるということです。コロナ禍で多くの制約の中で生活している学生にとって、抽選漏れになることにより、和光大学の特徴の一つである講義バイキングが有名無実化してしまったことが新たなストレスとなってしまったことは、心苦しい限りでした。学生や保証人の対応では、取りたい授業が取れないといった話を多く聞きました。教学支援室では、コロナ感染症対策と学修機会の保証の狭間で大いに悩みました。

2024 年度からアフターコロナとなり、コロナ禍以前の大学運営に戻ると同時に、授業運営もコロナ禍以前とほぼ同様の形になりました。学生や保証人からの授業や履修に関する相談は相変わらずあるものの、コロナ禍以前の相談内容と比べて他者とのかわりについての相談が多くなったのが特徴です。例えば、お互い見ず知らずの学生同士のやりとりからトラブルに発展することや、担当教員に伝えるべきことが適切に伝えられないと言った内容等です。このことはコロナ禍当時、人との接触が減ってしまった高校生が、他者とのかわりを十分経験しないまま大学生になっていることも無関係ではないように思います。

また、メンタル不調からの退学や休学も増えている傾向にあります。メンタル不調が起こるのは、本人の特性のみならず、学校生活や生活環境、あるいは家庭環境等様々な要因が考えられ、またコロナ禍を経過することで、更に複雑な事情が絡んできていると思われます。学生や保証人からの相談事の変化を注視しつつ、これまで以上に教員、学生支援課、学生相談センター、教学支援課の連携を強化し、学生の対応にあたる必要があると考えています。

合理的配慮に正解はない・あくまでもプロセス



学生相談センター長

心理教育学科 教授 熊上 崇

和光大学の学生相談センターでは、障害学生や大学生活で合理的配慮を必要とする学生へのフォロー面談を行っています。この合理的配慮については、学生の側、教員の側にもそれぞれ誤解や悩みがあるようです。

2024年に改正された障害者差別解消法において、すべての事業者、すなわち学校や大学、商店、鉄道会社などもその対象となり、その基本理念は「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」となっています。合理的配慮とは「障害のある人から、社会にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲に対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのかを理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です」と内閣府では説明しています。

合理的配慮は何か正解があるものではありません。このような場合に、こうしなければならない、という公式はありません。

合理的配慮を求める側の事情は、人それぞれです。たとえば、大学への登校に際して障害があるためにできないので、欠席しても出席したことにしてほしい、ということは合理的とはいえません。しかし、障害のある人でも大学の授業に参加するためにはどうすれば良いか、たとえば通学バスを乗りやすいようにしていくなどの配慮は考えられます。一方で、対面授業をオンラインにしてほしいという要望については、個々の教員の裁量に委ねられますが、これが教員にとって負担が重すぎるようであれば、オンラインにする義務はありません。ただし、どうすれば当該学生が授業に参加できるのか、その対話をすることは必要です。合理的配慮とは、個別・オーダーメイドであり、話し合うプロセス自体であるともいえます。

合理的配慮については、学生の側も教職員の側も、どうすれば良いか分からない、という声もよく聴きます。学生相談センターでは、合理的配慮に関する相談に積極的に応じていますので、学生・教職員の皆さん、ぜひ活用していただければと思います。

心から納得して自分で決める、ということ

学生相談センター カウンセラー 板橋 千晶

学生と話しているとき、「大学ってところは、自分で決めなくてはならないことがすごく多いですね」という発言をしばしば耳にします。まず入学してすぐに履修登録をしなくてはなりません。どの授業を取るのか、週に何コマ入れるのか。学期中も、どれくらい出席するか、課題を出すか出さないか、学期末試験はどうするのか。またサークルやアルバイトなどの課外活動はどれくらいするのか。友人や恋人との付き合い方は……などなど、選択が必要な項目が盛りだくさんです。大げさかもしれませんが、入学してから卒業までのプロセスは“自分で選んで決める”ことの果てしない繰り返しともいえるでしょう。

とはいえ、自分のことを自分で決めるのはなかなか難しい。相談の場でよくあるのが「どうしたいのか自分でもわからない」「決めたことを周囲にどう思われるか怖い」「失敗したり後悔したりするのが嫌」といった発言です。詳しくうかがっていくと、そもそも自分で何かを選択する経験に乏しかったということがあのように感じます。自分で決める経験がないと、何を基準に判断していいのかわからなくなるのは当然でしょう。また、自分で選ばせてもらえなかったという環境的な要因も小さくないような気がします。「何となく決まっていた、自分は乗っかるだけだった」という少し自虐的な語りも耳にします。あるいは、「自分で決めると、どうせ失敗するから」といったネガティブ傾向がベースの場合もあります。

学生から「決められない」「選べない」という相談があったとき、カウンセラーとしてはまずあらゆる選択肢について学生と一緒に考えます。これを選ぶとどうなるのか、あるいはあちらを選ぶとどうだろう……など、さまざまな角度からああでもないこうでもないを検討していきます。あるいは、本人が考える「失敗」「後悔」とはどのようなものなのか、本当に取返しがつかなくなるのか、といったことにも思いを巡らせ共有します。そうしたなかで、少しずつ自分の気持ちが見えてくることがあります。ちなみに「こうしたい」を明確にするのはやや時間がかかるものですが、「こうしたくない」は比較的つかみやすい。少しでも選択肢を絞るために役立つことがあります。

NHKの連続テレビ小説『虎に翼』で、印象的な裁判シーンがありました。原告の女性は、原爆によって顔にひどい傷跡を負っていました。弁護士が一人が「証言のため世間に姿をさらす必要はないのではないか」と慮りますが、もう一人の弁護士はこう言います。「それを決めるのはお前じゃない。どの地獄で何と戦いたいのか、決めるのは彼女だ」。いったんは証言台に立つことを決意した原告女性ですが、気持ちが揺らいでいることを察した後者の弁護士が「声を上げた女に社会は容赦なく石を投げてくる。傷つかないなんて無理だ。だからこそ、せめて心から納得して自分で決めた選択でなければ」と声を掛けます（結局、裁判では原告女性の手紙を弁護士が代読するという流れになりました）。

どのような選択にもリスクはあります。だからこそ、自分で心から納得して決めないと地獄で戦うためのエネルギーが生まれません。そこに至るプロセスを、カウンセラーとして根気よく伴走していきたいといつも考えています。

通常の中で生きること

学生相談センター カウンセラー 村上 弘子

2020 年度に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した年に、和光大学学生相談センターでの勤務をはじめました。和光大学に勤務する以前も学生相談の現場で学生と出会っていたのですが、コロナ禍では学生相談のあり方がそれ以前とは大きく変化しました。そのために大変印象に残っている年だったのですが、時間の経過とともに記憶が薄れていくように感じます。特に新型コロナウイルス感染症が 2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に移行してからというもの、世の中と同じように学生相談も「通常どおり」になったのですが、変化する前と後では明らかに違っていることもあります。変化をこれからは活かしていくには、記憶がさらに遠のいていく前に振り返る必要性を感じています。カウンセラーの目線から見た心理面接場面の変化を見ていきたいと思います。

2020 年度は、感染症予防のために学生の学内への立ち入りが原則禁止となり、授業はオンラインに切り替わりました。コロナ禍以前は、学生相談では対面で面接をしていくのが「通常」で、やむを得ない事情の時にのみ電話で対応してきました。コロナ禍になり学生相談活動を維持していくために即対応可能となったのが電話相談でしたから、相談を申し込むすべての学生と電話での相談活動を開始しました。いざ始めたものの、勤務初年度だったためすべてが顔を知らない学生との相談活動になります。表情も仕草も見えない学生とのやりとりで想像力をはたらかせながら電話相談を継続していくことに苦心しました。話される内容からその学生の課題が見えてくることも多いのですが、電話でのやりとりで共に課題に取り組んでいくことはとても大変で、ともすると表層の対応を導きかねません。それは避けたいところです。おそらく学生も同じように感じることはあったのではないのでしょうか。また心理面接ではイメージを用いてところにアプローチしていくことが有効にはたらくため、しばしば描画を取り入れるのですが、電話相談だとできません。相談を受けながらもどかしく考えあぐねていましたが、今までの心理面接の経験から、学生のこころの世界を辿る時に夢が道しるべになることがあったため、電話相談の中でも夢を見る学生には夢を聴かせてもらいました。夢は電話相談の中で学生と共に歩いていく時に助けになりました。

2020 年 9 月から Zoom 相談の体制が整い、活用することになりました。学生は前期からオンライン授業を受けている関係で慣れていることもあり、Zoom 相談を希望する学生も多く、導入はスムーズに行われました。学生の適応能力に助けられました。カウンセラーとしても、カメラ越しではありますが学生の表情や仕草が見える中での心理面接は学生と出会う時の視点を増やすことができ有難いものでした。また、Zoom の機能を使って描画をすることもできるようになりました。紙にペンを使って描くのとまた違うのですが、その学生のイメージの世界を共有するツールが増えたことは心理面接の相互交流の効果に寄与するものになったのではないかと思います。一方で、心理面接の要点である守られた非日常的な空間や同一空間の中でこころの世界を深めていく体験の機能としては課題を感じられまし

た。

制限が徐々に解除され対面授業が行われるようになり、学生相談でも対面面接が可能になると、対面面接を希望する学生が多くなりました。ただし感染症予防策を講じながらの面接のため、「通常」の面接室ではなく、換気対策に適した部屋を使用しました。またアクリル板が両者の間に置かれた空間での面接になりました。コロナ禍では感染症予防策が講じられていること自体に安心感が芽生えますが、心理面接での安心感とはまた別のものです。遠隔相談の経験を経て考えると、心理面接の安心感は時空間のみならず私たちが学生と出会う時の心構えで構築していくものも大きいところがあると思います。そのため、この空間を「通常」として身を置く態勢でいることが守りになるだろうと考えました。アウトリーチ活動がますます求められている現在、この意識はより重要になるのではないかと感じます。対面面接になって以降はより 2020 年度以前の「通常」とほぼ同じように心理面接をすることができるようになりました。

制限が解除された現在は対面面接を希望する学生が大半です。一方で、精神的な理由等の諸事情で大学に通うことができなくなる一定数の学生には、遠隔相談が活用されることが「通常」になりました。「通常どおり」の日常を取り戻している現在において、遠隔相談が「通常」であることは、学生相談にとって一長一短があるように思います。コロナ禍以前は、授業に出られなくても、学生相談にだけは通いながら徐々に学内で繋がる場を広げていく学生が一定数いました。一方で、学生相談には通おうと思っているけれども通えなくなり連絡が途絶え、大学との繋がり自体がなくなる学生も一定数いました。遠隔相談が「通常」になった現在、通えないけれども学生相談に遠隔で繋がり続けられるという学生が増えているように思います。このことは非常に意義があることだと思えます。他方、通える可能性のある状態でも何とか通おうとする意識が芽生えにくくなっていることもあるように思えます。

このように両面があるのですが、どのような形態でも継続して出会っていくことで学生に変化が生じることも多く、また「通常でなかったもの」が「通常」になることによって新しいあり方が生み出される可能性もあります。生み出された時に気づき、共に育んでいくことができる、学生にとって意味のあるものに成長していくのではないかと思います。気付くためにはカウンセラーも訓練を重ねていく必要性を感じています。

新型コロナウイルス感染症の流行による変化を振り返ってきましたが、どのような状況下においても、個別の学生と共に考え続けていくことがカウンセラーとしての「通常」として、学生と出会っていきたいと思います。

学生相談センター沿革

末木 新（和光大学学生相談センター 発足時センター長）

◆ 学生相談センターとは

和光大学学生相談センターは、本学の大学教育の一環として、修学や学生生活上の課題について、本学学部学生・大学院生からの相談に応じるとともに、学内外の組織等と連携して適切な支援を行うことを目的として設置された。学生相談センターでは、学生や保証人からの相談、教職員へのコンサルテーション、学生支援に必要な学内外での連携を主として行っている。

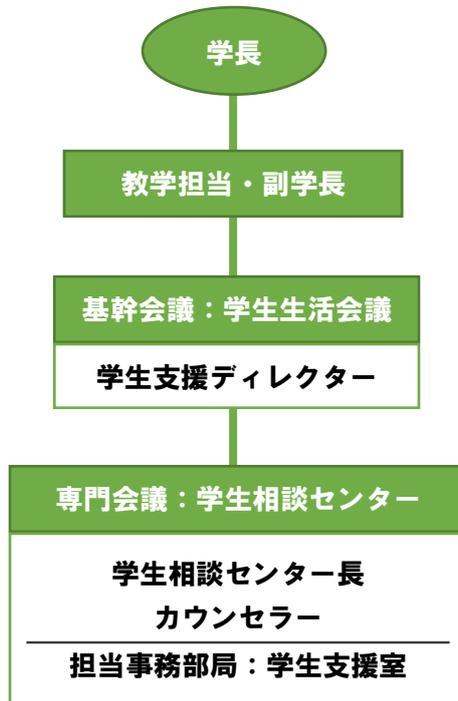
◆ 本学における学生相談関連施設に関する沿革

- 2001年度 学生生活センター開室（相談日は週1日、4時間）
- 2002年度 学生相談室に名称変更（相談日は週2日）
- 2003年度 相談日を週3日に拡充
- 2006年度 相談日を週4日に拡充
- 2009年度 事務職の専任スタッフの常駐化
- 2010年度 相談日を週5日に拡充（開室時間は、11:15～16:00）
- 2011年度 和みの部屋（学生サロン）開室
- 2017年度 常勤のカウンセラー2名体制による学生相談センターの発足
- 2018年度 学生相談センター年報の発刊
- 2020年度 電話とウェブ会議システムによる遠隔相談を導入
- 2021年度 ウェブによる予約申込の受付を導入

◆ 開室状況

月～金曜日の9:15から16:30まで開室（13～14時はのぞく）。利用は基本的に予約制であり、窓口あるいは電話で予約を受け付けている。また、新規の相談はウェブによる予約申込も受け付けている。授業期間に限らず基本的に年間を通じて開室している。開室日については、ホームページ上で確認することができる。

◆ 組織



◆ 設備

学生相談センターはG棟1階（G113）にあり、受付と面接室2室から構成されている。



受付



面接室 1



面接室 2

資料：和光大学学生相談センター規程

(設置)

第 1 条 和光大学（以下「本学」という。）に、和光大学学生相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 センターは、本学の大学教育の一環として、修学や学生生活上の課題について、本学学部学生および大学院生（以下「学生」という。）からの相談に応じるとともに、学内外の組織等と連携して適切な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターにおいては、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生や保証人からの、修学や学生生活に関する相談に応じる。
- (2) 教職員からの、修学や学生生活に課題があると思われる学生への対応や教授方法等に関する相談に応じる。
- (3) 相談内容から組織的な支援が必要であると判断された学生について、関係者（学部長・学科長・研究科委員長・CCT等の教職員および保証人等）と連携して具体的な支援策を検討し、継続的な支援を行う。さらに、必要に応じて学内外の適切な援助資源と連携を図る。
- (4) 学部・学科・研究科および事務局と情報共有し、個別学生の状況に応じて支援を行う。
- (5) 相談室および和みの部屋を運営する。
- (6) ソーシャルスキルトレーニングなどのプログラムを実施し、ユニバーサルな支援にかかわる啓発を行う。
- (7) 支援にかかわるスチューデントアシスタントを育成する。
- (8) 学生生活会議に支援にかかわる情報発信や提言を行う。
- (9) その他、センターの目的達成に必要な業務を行う。

(スタッフ)

第 4 条 前条の業務を行うために、センターに次のスタッフを置く。

- (1) 専任教員のうちから学長が指名するセンター長 1 名
- (2) 必要に応じて、専任教員のうちから学長が指名する副センター長 1 名
- (3) カウンセラー 2 名
- (4) 事務職員 1 名

2. カウンセラーの任用については、別に定める。

(センター長および副センター長の任期)

第 5 条 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 副センター長の任期は、センター長の任期を越えることができない。

(スタッフの職務)

第 6 条 センター長は、第2条の目的のために、センター業務を統括する。

2. 副センター長は、センター長を補佐する。

3. カウンセラーは、センター長を補佐し、学生、保証人および教職員からの相談に応じる。

4. 事務職員は、センター長、副センター長およびカウンセラーを補佐し、センターにかかわる業務を行う。

(相談室および和みの部屋)

第 7 条 相談室および和みの部屋については、別に定める。

(ケース会議)

第 8 条 個別学生に対して組織的な支援を行うため、センター長はケース会議を招集し、状況に応じた支援をコーディネートする。

2. ケース会議は、センター長が必要と認めた者によって構成される。

3. ケース会議は、必要に応じて、保証人や学外の専門機関との連携を図ることができる。

(スタッフミーティング)

第 9 条 センター長は、スタッフミーティングを招集し、センターの運営に関する事項を協議する。

2. スタッフミーティングは、第4条のスタッフによって構成される。

3. センター長は、必要に応じて、第4条のスタッフ以外の本学教職員の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第 10 条 スタッフおよびケース会議ならびにスタッフミーティング出席者など、センター業務にかかわるすべての者は、任期中および退任後においても、相談者および関係者の人権を尊重し、職務上知り得た他人の秘密について、守秘義務を負う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、学生生活会議および教授会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程の制定に伴い、和光大学学生相談室規程(平成23年4月1日施行)は、廃止する。

和光大学学生相談センターはどうあるべきか

末木 新

以下に、本学の特徴、建学の理念を活かした学生支援とはどのようなものかをまとめた(2019年3月)。なお、この内容は普遍的なものではなく、建学の理念に沿いながら時代に合わせて更新されていくべきものであると考える。

① 和光同塵

本学の名前(和光大学、和光学園)の由来は、「老子」の「和光同塵」(昭和48年度学長講話より)である。私見によれば、これは、みんなと一緒にほこりをかぶって歩く、みんなと一緒に考える(専門性で武装して、象牙の塔に立て籠もらない)という意味である。ここで言う「みんな」とは、学生、保証人、教職員、カウンセラーを含むものである。学生支援、学生相談を行う際にも、このような態度を保持することは重要なことである。つまり、本学において期待されるカウンセラーの専門性とは、学生の適応に関する見通しを持ち、孤独な学生の居場所となり、学生を支援するために関係者の協働を促進することである。

② 小さな実験大学(梅根悟『小さな実験大学』)

和光大学は「小さな実験大学」として「自由」を重要な理念として掲げている。これは、学生の支援、学生相談においても同様である。学生の自由を保障することは当然であるが、それと同時に、カウンセラーも既存の学生相談の枠組みに縛られず、新しいことに挑戦すべきである。そして実験には、失敗がつきものである。だからこそ、我々は小さな失敗を歓迎する。

③ 異質力で、輝く(創立50周年記念UI)

異質力とは、自由に基つき確立された個性であり、その個性を自由に伝達し、相互尊重をする力のことを指している。こうした力を学生が身につけられるような教育を行うことが本学の基本的方針であり、カウンセラーにもその手本となってもらいたい。そのためにも、専門性にもとづく相互尊重的対話を学生のみならず、教職員にも行う必要がある。

④ 誰のための支援か

昨今では、中途退学率のデータの公表が求められる風潮があるが、本学初代学長・梅根悟は、「立派な退学を奨励しよう」(昭和46年度学長講話より)と述べている。ここで言う立派な退学者とは、大学に頼らない生き方を発見した者のことである。生き方を発見することこそが学生の支援になるのであり、自分なりの生き方を発見したのであれば、退学も奨励されるべきだろう。

一方で、学生相談センターの設置者は学園であり、学園の収入の大半は、学生生徒納付金である。そのため、センターにおける支援の目的は、本学での学生の修学状況の改善にあり、

センターの機能の振り返りは、学生の取得単位数を主要なアウトカムとしてなされるべきである。立派な退学を奨励するためにも、センターの機能の向上と、その説明が求められる。そのための努力をなすべきである。

2023 年度 学生相談センター活動報告

— 活動概要 —

和光大学学生相談センターでは、学生支援の一環として臨床活動が行われている。本センターの関係規則としては、和光大学学生相談センター規程がある。相談施設は、和光大学 G 棟 1 階 G113 内の受付および面接室 2 室である。

相談にあたるスタッフは、週 4 日勤務の常勤カウンセラー 2 名である。2017 年度より学生相談センター長、学生支援室長（2024 年度より学生支援課長）、カウンセラー 2 名で主に運営にあっている。また週 2 回、1 名の受付・事務アルバイトが電話の取次ぎ・事務業務を担当している。

2023 年度は、5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことにとともに、学内において 2022 年度まで続いた新型コロナウイルス感染症に関連する制限が概ね解除され、学生生活もほぼ制限なく行われるようになった。学生相談センターでは、換気対策には引き続き注意を払いながら、2022 年度まで換気対策の関係で使用を中止していた学生相談センター内の面接室 1 を 2023 年度当初より使用開始した。また 2022 年度までに引き続き、換気対策ができる G111 と A516 研究室を面接室として確保し、3 部屋を予約状況、使用状況により調整しながら対面用の面接室として使用した。面接室 2 は主に電話やウェブ会議システムによる遠隔相談を行う際に使用した。学生相談センター内の面接室 1 は窓側に面しており比較的換気対策を行いやすく、面接室 2 は廊下側に面しており、換気対策を行いにくい構造になっているためである。対面によるカウンセリングは従来通りに行われ、併せて遠隔相談も新型コロナウイルス感染症が流行して以来学生相談に定着している。遠隔相談は休学中の学生や心身の不調、その他の事情で通学が困難な学生にとって、継続して大学と繋がり自身のこころと対話していく機会を保障するものとして育まれている。

グループワークでは、ものづくりのワークとして「万華鏡作製」を前期に実施した。新たな試みであったが、参加した学生からは好評を得た。以前ものづくりの企画に参加した学生のリピート参加もあり、参加者同士の交流を助けた。2022 年度に引き続き「箱庭体験」も前期と後期に 2 回ずつ実施した。箱庭に初めて触れる学生が多く、新鮮な反応が見られた。さらに「編み物クラブ」を後期に実施した。学生相談センターとしてグループワークを行うことで、学生相談の世界に触れる機会を生み出し、日常とは少し違う空間での学生同士の交流を促すことになると思われる。グループワークを通して学生が自身の気づかなかったところにも新たに出会うきっかけになることも考えられ、定期的に企画・実施している。

教職員間で行われる学生相談センタースタッフミーティングは月 1 回遠隔で実施し、学生相談活動について検討した。大学の基幹会議の一つである月 1 回の学生生活会議も 2022 年度に引き続き遠隔で行われた。カウンセラーも参加し、学生相談の状況等を報告、相談し意見交換を行っている。遠隔会議はコロナ禍より通例となっており、感染症対策に適したものであると同時に場所に縛られずに参加できるメリットはあるが、直接その場で対話を行うことにも大いに意義があると思われ、会議のあり方も再検討する時期にあるのではないかと考えられる。

表 1 2023 年度活動概要

月	日	概要
4	18	第 1 回学生相談センタースタッフミーティング
	19	第 1 回学生生活会議
5	9	第 2 回学生相談センタースタッフミーティング
	17	第 2 回学生生活会議
	30	グループワーク『みんなで万華鏡をつくろう』
6	6	第 3 回学生相談センタースタッフミーティング
	14	第 3 回学生生活会議
	19	グループワーク『箱庭体験』
	28	グループワーク『箱庭体験』
7	4	第 4 回学生相談センタースタッフミーティング
	12	第 4 回学生生活会議
9	12	第 5 回学生相談センタースタッフミーティング
	20	第 5 回学生生活会議
10	10	第 6 回学生相談センタースタッフミーティング
	18	第 6 回学生生活会議
	25	グループワーク『箱庭体験』
	7	第 7 回学生相談センタースタッフミーティング
11	15	第 7 回学生生活会議
	20	グループワーク『箱庭体験』
	21	グループワーク『編み物クラブ』①
	29	グループワーク『編み物クラブ』②
	5	第 8 回学生相談センタースタッフミーティング
12	11	グループワーク『編み物クラブ』③
	13	第 8 回学生生活会議
	15	グループワーク『編み物クラブ』④
	9	第 9 回学生相談センタースタッフミーティング
1	17	第 9 回学生生活会議
	6	第 10 回学生相談センタースタッフミーティング
2	14	第 10 回学生生活会議
	5	第 11 回学生相談センタースタッフミーティング
3	5	第 11 回学生生活会議

— 相談活動 —

1. 相談体制

和光大学学生相談センターでは、通常常勤カウンセラー2名が週4日ずつ勤務し、週5日の開室となっている。2023年度の相談は、年間を通して対面、電話・ウェブ会議システムによる遠隔相談を行った。電話とウェブ会議システムによる遠隔相談は、2020年度の新型コロナウイルス感染予防対策にともない相談のツールとして導入したものの、コロナ禍を通じて活用され、現在は通常の相談ツールとして利用されている。2023年度は対面で面接を行うことが多かったが、学生の状況に応じて遠隔相談も行った。「活動概要」にも述べたように、5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにもない、学生相談センター内にある面接室1を対面面接室として利用再開した。

2. 相談者数・相談回数

2023年度は対象学生112名に対して、のべ1030回の対応を行った。2022年度は115名の学生に対し、のべ957回の対応だったことから、大きく変化はなかったといえる。2023年度は学生の利用人数に関して課題が残った。これに関しては後述していく。図1に、月ごとの新規・実人数・のべ回数の推移を示した。

2023年度は、前期の4～6月までに新規人数が多い傾向にあった。例年は後期開始後も増加傾向がみられるが、2023年度は前期始まりの期間以降はゆるやかに推移した。

のべ回数は、5～6月に新規人数が増加したことにもともない多くなったが、後期は2022年度に比して減少傾向にあった。学年別では年度当初よりどの学年も一定数の新規申込があったが、5月はとりわけ1年生の新規申込が増加した。4月は履修登録やガイダンス等であわただしく過ごし、5月の連休を挟んだ後から授業内容や課題提出への不安、心身の不調に気づきはじめて来談する新生が多いように思われる。話しを聴いてみると、入学前から登校すること自体に困難を抱えていたり、学業面で苦労していたり、こころのバランスを崩していたりする学生が少なくないことが分かる。2023年度は新学期開始後に、学生に向けて学生相談センターを周知し利用をすすめる案内を配信した。これを目にして相談に訪れる第一歩を踏み出したという新生の声があった。また他学年でも学生相談センターの存在を認識していなかったり、必要性を感じていても来談をためらう学生も存在するため、利用を促すための周知活動は引き続き行っていきたいと考えている。前年度より継続して利用している学生は、自身の心身の状態を見つめ、学生生活を送りながら自分自身との付き合い方を模索している様子があった。

表2の相談回数をみてみると、最多回数帯は2～5回であった。相談者の約65%が1～5回の相談で終了しており、例年とほぼ同率となっている。年間を通して毎週利用した学生も一定数おり、31回以上が約9%で2022年度と同程度であった。

先述した通り、2023年度は2022年度の利用人数とほぼ変動がなかった。この数は多いとは言えず、2022年度から続く課題が継続されたものではないかと考えられる。図1の実人数とのべ回数の比率を見た時に、各月の継続回数が2回前後になっていることがわかる。こ

これは毎週来談している学生もいる一方で、1回で終結になっているケースも多いということであらわしている。2022年度の年報で述べられているが、2022年度は初回の相談で終結になるものが多く、先述したような大学入学前から様々な困難を抱えていることが多い本学の学生の現状にそぐわない側面があるのではないかと考えられた。カウンセラー自身が対応を振り返り、今一度見直す必要性のあるものだと考えられる。学生の状況により数回で終結する場合もあるのが、ある程度の期間を利用して学生が自分自身の課題に取り組む必要性のあるものも少なくない。カウンセラーが相談の内容や学生の状態、学生を取り巻く背景や問題等をあらゆる角度から見立てていく必要性があり、時にはカウンセラーから積極的に働きかけていく対応も求められる。学生の必要性を繊細に受け止められるよう、カウンセラーも研鑽していきたいと考えている。

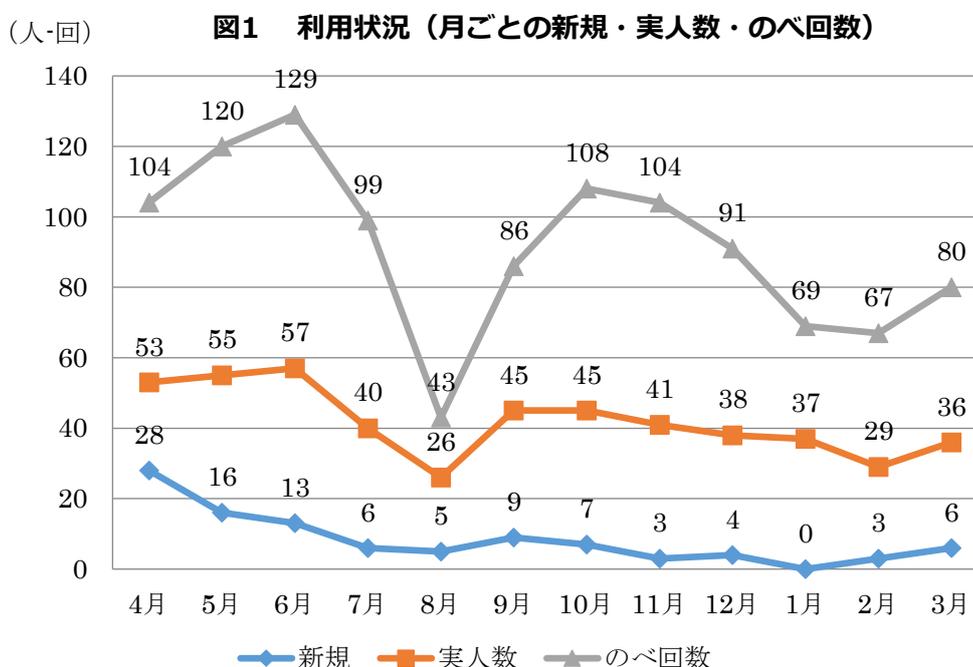


表2 学生の相談回数

回数	人数	%	累積%
1	30	26.8%	26.8%
2~5	43	38.39%	65.2%
6~10	11	9.82%	75.0%
11~20	8	7.14%	82.1%
21~30	10	8.93%	91.1%
31~40	4	3.57%	94.6%
41~50	6	5.36%	100.0%

3. 学部別・男女別利用状況

在籍学生に対する利用学生の性別の実人数と割合を表3に示した(5月1日現在の学生数比で算出)。2023年度の全体の利用率は3.7%、前年度比97%であった。利用率で見ると2022年度とほぼ同率であった。男子学生利用率は2.6%、女子学生利用率は5.7%で、女子学生の利用率が上回った。先述した通り、学生の現状を考えるとさらに多くの学生が利用できるあり方が望ましいと考えられ、態勢を今一度見直していく必要があることを示している。

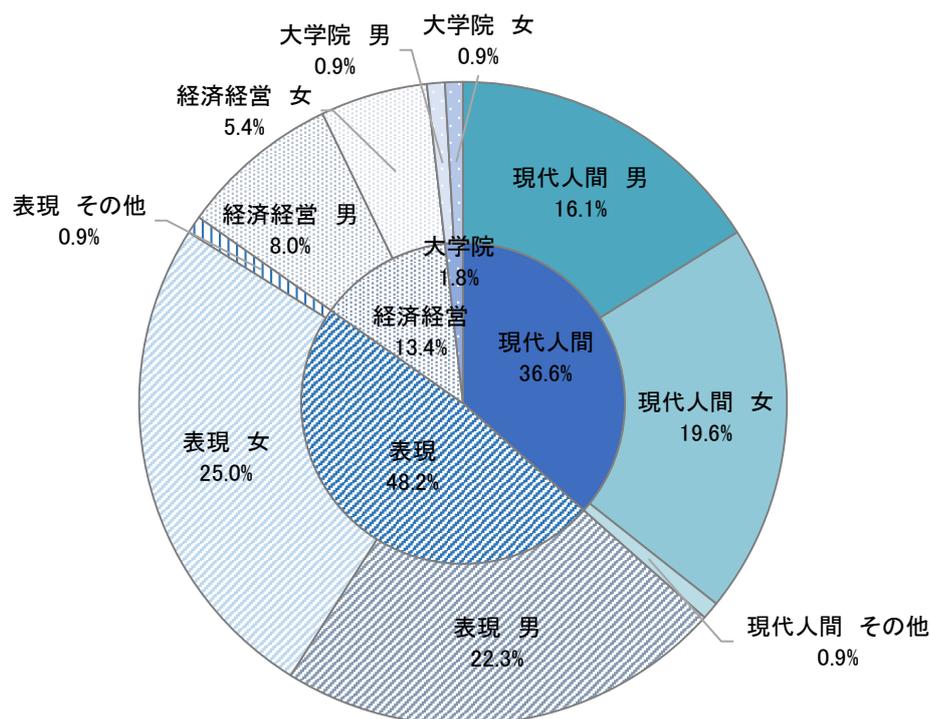
学部別に見ると、学部生はいずれの学部においても女子学生の利用率が高い傾向にあった。これは2019年度以前、2022年度と同様の傾向である。2020～2021年度は遠隔相談が主であり、その他の年度は対面面接が行われていたことが女子学生の利用率を押し上げている一因として考え得る。もっとも、経済経営学部は女子学生の在籍人数が少ないために利用率を押し上げていることもあるため、一律に捉えることもできず検討の余地がある。引き続き経過を追っていきたい。院生は男女ともに1名ずつの利用であったが学生数が少ないため、利用率を押し上げた。

表3 学部別性別実人数・利用率

		2023	
		実人数	利用率 %
現代人間	男性	18	2.9
	女性	22	6.2
	その他	1	-
	合計	41	4.1
表現	男性	25	5.2
	女性	28	6.2
	その他	1	-
	合計	54	5.7
経済経営	男性	9	0.9
	女性	6	3.5
	その他	0	-
	合計	15	1.3
大学院	男性	1	11.1
	女性	1	7.1
	その他	0	-
	合計	2	8.7
全体	男性	53	2.6
	女性	57	5.7
	その他	2	-
	合計	112	3.7

学生相談センター利用者における男女別・学部別内訳を図2に示した。利用者のうち、最も多かったのは表現学部の女子で25.0%であり、次ぐ表現学部の男子は22.3%、現代人間学部の女子は19.6%であった。2022年度は現代人間学部の女子、表現学部の男子、表現学部の女子の割合が23~25%程度であったことを考えると、現代人間学部の女子の割合がやや低下した。現代人間学部の男子の割合は16.1%であり、2022年度と同程度であった。全体での男子学生の割合は47.3%、女子学生の割合は50.9%であった。2022年度は男子学生44%、女子学生52%であり、前年度よりも男女差が小さくなった。経済経営学部は2021年度以降他学部と比較して利用者が少ない傾向が続いているが、2023年度は女子学生の割合がわずかに上がった。経済経営学部は、本学においては他学部と比較して授業内で「心理」「カウンセリング」という話題に触れる機会が少なく、学生相談センターのイメージが湧きにくいことが考えられ、より学生全体に向けた周知活動をしていく必要性を感じる。

図2 利用者内訳



4. 学年別・利用者別利用状況

学年別・利用者別の月ごとの実人数を図3に示した。ちなみに、本学では進級の制度（学年制）をとらず単位制を原則としている。よって習得単位数や休学の有無に関わらず1年ごとに学年が1つ上がることになっている。そのため4学年に当たる学年を「4年生以上」として標記している。2023年度は、どの学年も年間を通して一定数の学生が利用していた。

まずは「4年生以上」について述べる。この学年は、2021、2022年度も年間を通して利用が多い傾向にあり、継続して利用している学生が多かった。利用者の多くが2020年度に入学してきた学年であり、特に入学年度はほぼ大学に通学することなく、オンライン授業に取り組んでいた学年である。対面での大学生活がやっと軌道に乗ってきたと思った頃に、就職活動や卒業論文に取り組む時期になっており、少なからず戸惑いの声が聴かれた。それでも、来談した当初は自分から相談に行くことや行動することに苦手意識を持っていた学生が、キャリア支援室（2023年度までの名称。2024年度より「キャリア支援課」に名称変更）に相談に行き、就職活動に臨んでいった。またゼミで教員や他学生と交流を持ちながら卒業論文を執筆していった。学生が本来持っている自分自身を先に推し進めて行く力を目の当たりにした。思うように進まずに面接室で涙することもあったが、また目の前にある課題に臨んでいく姿があった。一方で、心身の健康状態を考え、就職に限らず将来の方向性を見出そうとして相談を継続する学生もいた。

他の学年を見ていくと、1年生は5月6月に特に利用が多い傾向にあった。入学して履修登録やガイダンスを終えて一息ついた頃に相談を訪れる学生が多かったようである。2年生、3年生は前年度から相談を継続している学生、新規に相談を訪れる学生ともに一定数見られた。どの学年でも、入学前から学校という場に馴染めなかったり、心身の不調を抱えていたり、対人関係を築いていくことに苦手意識を持っている学生が多い傾向にあった。高校生までの時期にスクールカウンセラーや教育相談機関、医療機関等に相談した経験があり、大学生になって改めてカウンセリングを受けようと思いき来談する学生も多かった。これまでのカウンセリングの経験やカウンセリングに対するイメージが相談する動機に関わってくることもあると考えられる。相談を訪れ継続していく学生は、カウンセリングを通して自分を見つめ、対話し、大学での過ごし方や自身のあり方を見出そうとしていた。

保証人からの相談は4月に特に多かった。新生生の保証人からは、高校までの学校生活の困難さを踏まえ、大学生活を送っていくことへの不安に関する相談が寄せられた。他学年の保証人からは、学年が変わった段階でこれまでの修学状況を見直していく必要性和、将来的な見通しに関する相談が主に寄せられた。学内の他部署に一度相談し、学生の精神・発達面の問題も関わっている場合に、学生相談センターへの相談もすすめられて繋がるケースもあった。

教職員の利用は4月5月に特に多い傾向にあった。2022年度よりも早い時期から連携・協働の機会が増加した。新学期開始早々から、教職員のもとに学生から精神面に関する相談が寄せられて学生相談センターに繋がるケース、授業内や学内での生活の中から教職員が学生の不調に気づいて学生相談センターと連携・協働をしていくケース共に多い。学生と面接する中で必要性があれば、カウンセラーから教職員に連絡を取る場合もある。引き続き適切なタイミングで連携・協働を行うことができるようにしていきたい。

(人)

図3 学年別・利用者別実人数

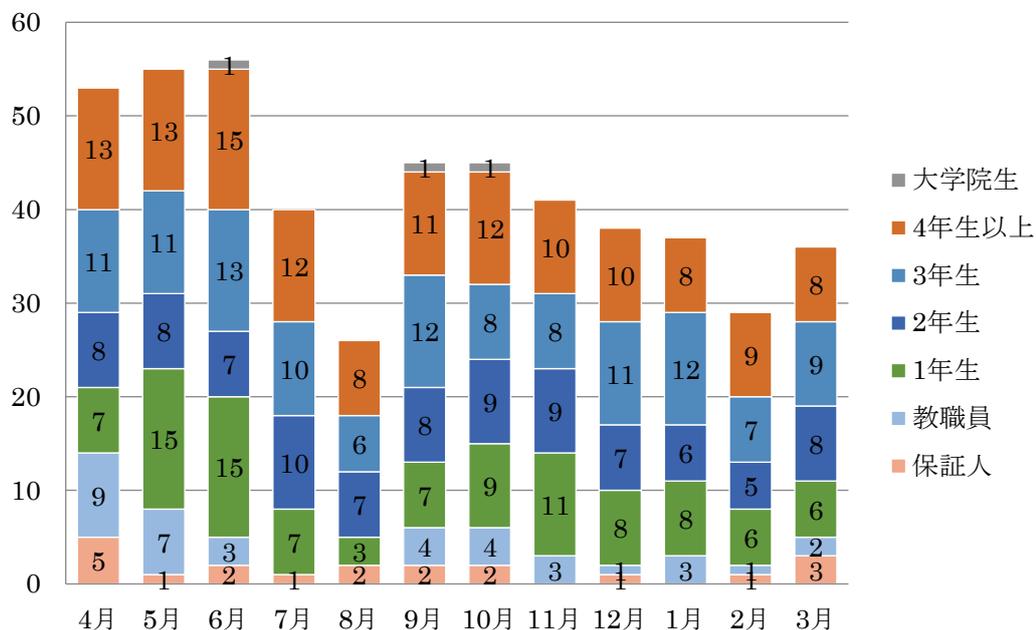


表4では学年別平均利用回数を示した。2023年度は、4年生以上の平均回数が14.9回と多かった。図3の説明にもあった通り、4学年になる以前から継続して利用している学生も多かった。一覧で見ると、2023年度は学年が上がるにつれて利用回数が増加する傾向にあった。ただし、継続利用している学生が平均回数を押し上げていることは補足して述べておきたい。

一度相談に訪れて自分自身を見つめ始めると、ある一定期間自分のこころに向き合い、こころの旅をしていくことが必要になる場合がある。大学生の期間に、カウンセラーという他者と繋がりながら自分自身と対話していく時間を設けることは、新たな気づきを得て自分自身を磨いていく機会にもなるのではないかと思われる。

表4 学年別平均利用回数

	平均回数
1年生	6.2
2年生	7.8
3年生	9.3
4年生以上	14.9
大学院	2.0
全体	9.2

5. 相談内容別利用状況

相談内容は、初回相談申込時の学生の主訴に基づき担当カウンセラーが分類を行うものである。継続来談の中で、あるいは再来時に主訴が変わった場合は、カウンセラーが面接経過に基づき分類を変更する。図4は月ごとの相談内容別利用状況（のべ回数）を、図5は学年別相談内容内訳を示したものである。

どの学年も例年同様年間を通して「心理（性格・行動・対人関係）」が多く、合計595回であった。親、友人、恋人等他者との関係性をきっかけに相談に訪れて、カウンセリングの中で自分自身の性格や行動面に関して深く考え、自分を見つめていく学生は少なくない。そのような意味でも比較的長期に渡り定期的に来談する学生がいる。

次ぐ「心身健康（気分の波・不眠など）」は合計272回であった。4年生以上で33%と多く、1～3年生は20～25%であった。2022年度と同様後期開始後から増加の傾向を示した。大学入学前から精神的な不調を抱えて医療や相談機関を利用しており、大学では医療と併用しながら学生相談を継続利用している学生も多い。また「心身健康（気分の波・不眠など）」に関する問題を抱えている学生は通学が困難になることも多く、一定数は遠隔相談を希望し繋がり続けている。

「修学（履修・学業・資格・留学・留年・休学）」は1～3年生で30%前後と多く、合計では156回であった。特に6月に多い傾向が見られた。例年も新学期開始から6月にかけて多い傾向にある。新学期開始後は学業についていけるのかという不安や課題のやり方等の相談が多く寄せられるが、6月頃になると修学意欲が低下してきて欠席が多くなり相談に訪れる学生が増加する。また課題が追いつかなくなったという相談や、テストの不安に関する相談も多くなる。相談に訪れた時点で休学や退学を視野に入れている学生もいるが、現状を共に整理してみると気持ちを切り替え、できることに取り組んでみようとする学生もいる。あるいは一定期間の休養を取って考える時間を設け、修学意欲を回復する学生もいれば進路を変更していく学生もいる。

「将来の方針（就職・進学・退学）」に関する相談は後期に増加した。学年で見ると3年生で13%、4年生以上で15%で、例年同様3～4年生に多い傾向にあった。また2023年度は1年生からも例年よりも多く相談が寄せられ9%であった。3～4年生では、就職活動や希望の進路を見据えて活動したいが、一歩動き出すのに苦心する学生の声がしばしば聴かれる。あるいは漠然としたまま相談に訪れる学生もいる。多くの学生はカウンセリングの過程の中で悩みながらも進路を見出していく。中には心身の健康状態の問題を抱えており、まずは卒業することを優先して学業を営んでいく学生もいる。そのような学生には卒業後も支援が途切れないよう、繋がる場の情報を提供している。1～2年生では、大学に入学したものの大学でやりたいことが見出せず、専門学校等に進路変更を希望する学生や、心身の不調で通学が困難になり、休学や退学、通信制大学への編入等を考えて相談に訪れる学生からの相談が寄せられた。2023年度は退学する学生でも、学生相談センターを利用しながら自分の適性を見定めて進路変更していく学生が比較的多かったことが印象的であった。

(回)

図4 相談内容別利用状況

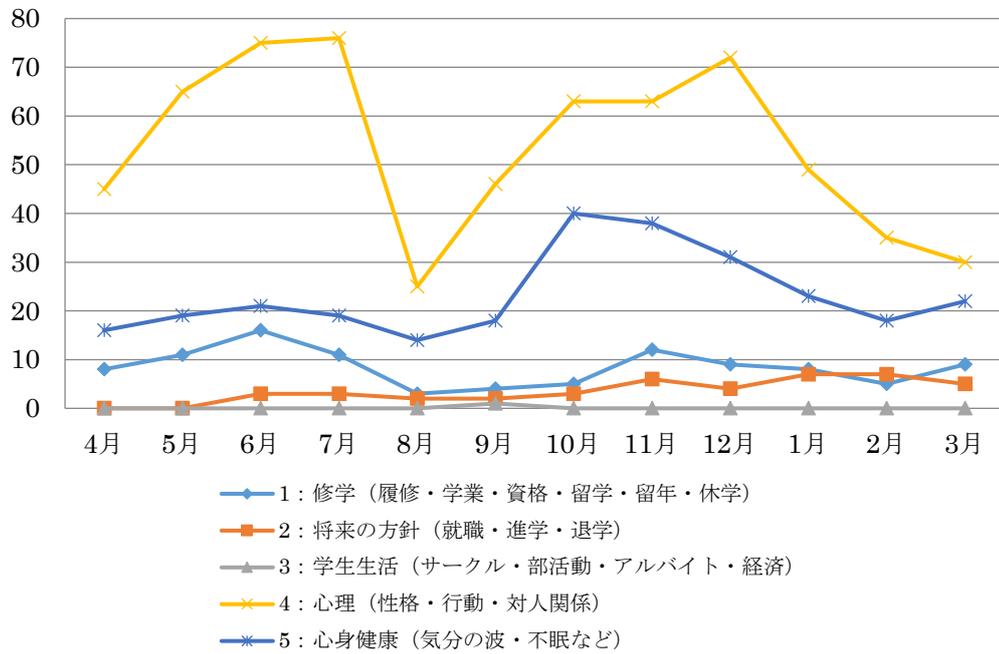
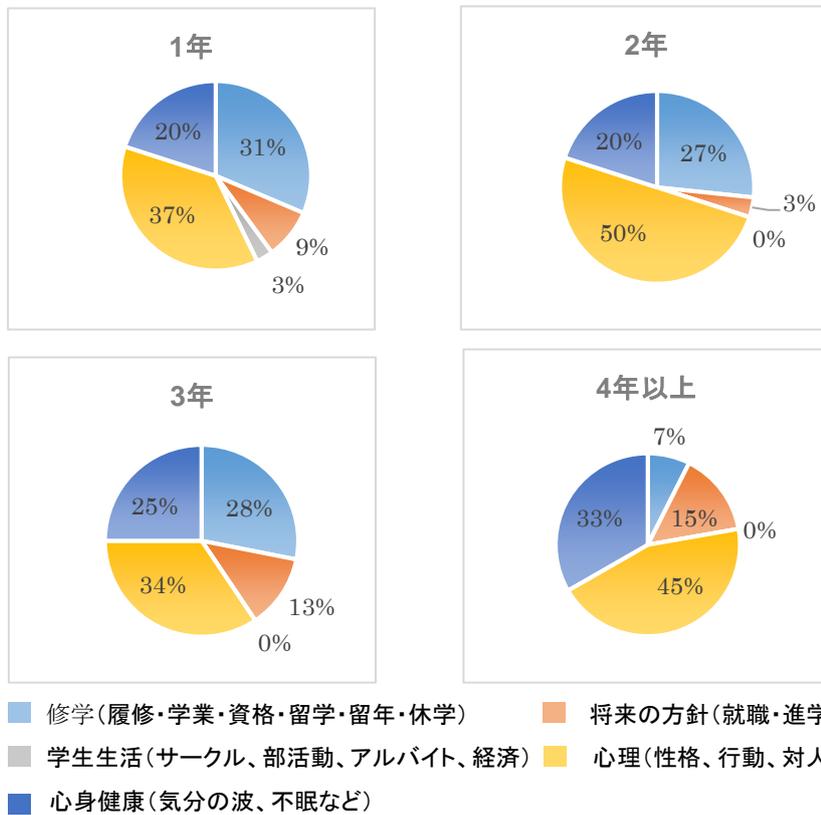


図5 学年別相談内容内訳



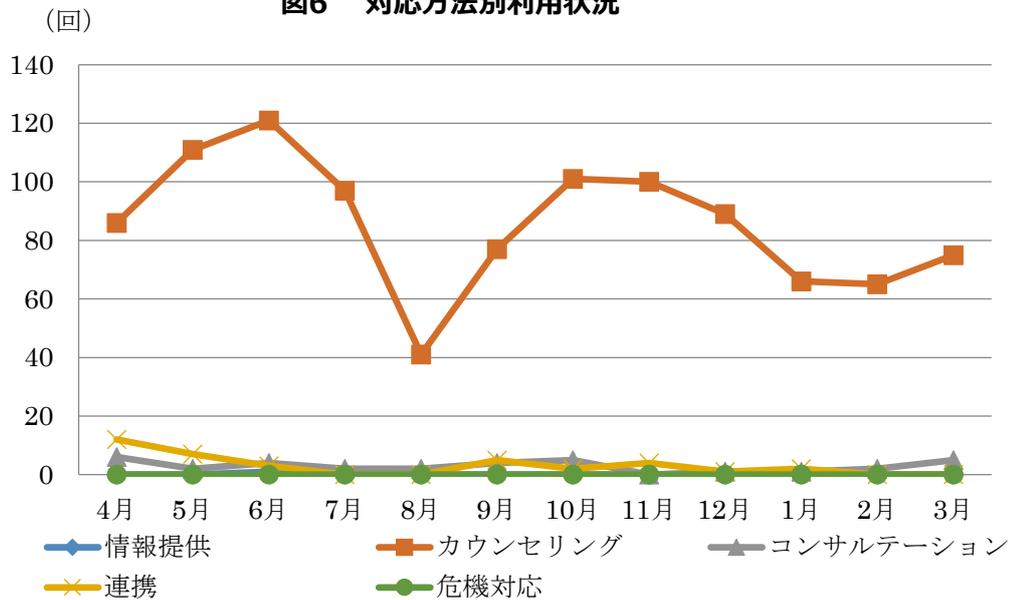
6. 対応方法別利用状況

図6は対応方法別の年間推移を示したものである。「情報提供」とは学生が必要とする情報に関しての提供や資源の紹介などで終わる軽微な相談、「カウンセリング」とは学生本人の来談による心理相談、「コンサルテーション」とは学生対応に関わる教職員や保証人等との相談、「連携」とは学生支援のための学内教職員や外部機関との連携・協働活動、「危機対応」とは緊急の事態におかれている学生に対する積極的介入や援助を指す。

カウンセリングに関してはこれまでに述べてきているため、ここでは連携とコンサルテーションについて見ていく。連携はのべ34回で、4月5月に多い傾向にあった。「4. 学年別・利用者別利用状況」でも説明した通り、特に年度当初は事務窓口や医務室、教員に大学生活の不安や精神的に不安定な状態にあることを相談したことをきっかけに、学生相談センターに繋がる学生が多い。高校生までの期間に手厚い支援を受けてきた学生も多く、大学に入学してからも支援の場を求めているのだと思われる。また学内や学生間のトラブルに教職員が対応して学生相談センターに繋がる学生もいる。トラブルを繰り返した場合、様々な場に派生していくことがあるため、よりタイミングを見極めながら学生の抱えている困難さや課題を共有して学生をサポートしていくことが求められる。教職員間でも学生の心理的サポートの必要性を認識している声が多く聞かれており、連携・協働を行っていく必要性のある学生が多いと感じている。

コンサルテーションはのべ36回であり、2023年度は特に保証人へのコンサルテーションの回数が増加した。保証人からは学生の精神状態とそれにとまなう修学意欲低下や大学のサポート体制、将来的な方針に関する相談が寄せられた。保証人からの相談で気づかされるのは、高校生までの期間、学生の学校生活を教員や職員に相談しながら共に支えてきたということである。大学生になると学校関係者との距離が高校の時期までよりも遠のくが、保証人としては大学生になってから急に学校との関わりが少なくなることに不安を覚えることがあるのではないかと考えられる。あるいは大学生になったら学生本人の主体性に任せていきたいと考えていても、学生も急に自らの足で歩を進めて行くことが難しい場合があり、保証人が大学に相談せざるを得ない状況になるのではないかと考えられる。学生が大学生活を送りながら徐々に自ら考え行動していく力を育み、社会に出て行く時の礎となるようなサポートが求められていると感じる。その意味でも、これまでも述べてきたように、学生の課題に丁寧に向き合っていく必要があると考えられる。

図6 対応方法別利用状況



— 配慮願面談の状況 —

本学では、障がいや病気を事由として授業中に特別な配慮を必要とし、根拠資料（診断書や障がい者手帳のコピー）が提出されている場合、授業を担当する教員に「配慮願」を提出し、合理的配慮を受けられる制度がある。学生は配慮を希望する授業の担当教員に「配慮願」を渡し、自身が必要とする配慮内容を直接説明し、担当教員と合意形成することになっている。

これまで、精神・発達障がいの学生と担当教員が合意形成した後の、実際の配慮の経過を追うことができず、配慮の実態を把握できないという課題があった。関係者間で意見交換を行い、2023年度より、精神・発達障がいで配慮願を提出した学生に対し、每期（前期・後期）終わりに学生相談センターのカウンセラーと面談を行うことになった。面談では、修学状況や学生生活等の振り返りを行い、学生の現状と配慮内容のアセスメントをし、次の学期以降に活かしていくことを目的とした。

表5は、配慮願面談の対象者と、対象者の内2023年度内に面談を実施した人数を示したものである。対象者の中には次年度になって改めて配慮願を提出する段階になってから面談に訪れる学生もいるため、実際に面談を行った人数が年度をまたぐと増加することがあることを補足しておく。前・後期の複数学期で対象となっている人数が、発達障がいの学生では面談対象者8名中5名おり、他の障がい区分の学生と比較して多いことがわかる。発達障がいの学生は特性に応じた配慮を長期間にわたって必要とする側面があると考えられる。一方で精神障がいやその他の障がいの学生は回復状態に応じて配慮の必要性を検討しているのではないかと考えられる。

配慮願に関する面談を行うことで、学生が自身の修学状況や学生生活を振り返り、今後の課題についても考える機会になるように関わっている。大学卒業後に社会に出て行く時に必要な力を身につけるために、自分自身に必要性のある支援を改めて考え、でき得ることには挑戦してみるという、自分を成長させていく視点を養うきっかけにもなり得ると考えられる。

配慮を行う側も配慮内容を見直し、改めて必要な配慮を双方向に確認する機会になっていくと意義のあるものになっていくであろう。教員へは配慮願面談をもとに学生生活会議で啓発したりコンサルテーションを行ったりしているが、さらなる活かし方も検討したい。新たな試みだったが双方に得られるものは大きいと考えられ、配慮願面談の成果を確認し見直しを行いながら継続していく予定である。

表 5 面談対象者、対象者の内 2023 年度内に面談を実施した人数

障がい区分	精神	発達	重複	その他	計
面談対象者	10	8	4	1	23
複数学期の面談対象者	2	5	1	0	8
面談を行った実人数	7	8	4	1	20
面談を行った延べ人数	8	13	5	1	27

— グループワーク —

グループワークでは、ものづくりのワークとして「万華鏡作製」を前期に実施した。新入生の参加が多かったが、2022 年度までにもものづくりのグループワークに参加した学生のリピート参加もあり、積極的に他の学生に声をかけて交流を持つ様子があった。それによりグループ内での学生同士の関係性に良好な循環が生じた。万華鏡を通してものを見る時に、学生が規定の枠にとどまらず想像性を広げ、創意工夫して様々な角度から見っていく姿が印象的であった。ある学生の想像性が他学生にも影響し、また新たな見方が生み出される姿は、学生の自由な発想の豊かさを実感させられるものであった。

2022 年度に引き続き「箱庭体験」も前期と後期に 2 回ずつ実施した。授業で箱庭についての説明を受けたことがある学生、日常の中で耳にしたことがある学生、これまで全く触れることがなかった学生等が集まり、グループで箱庭の世界に触れる体験をした。参加した学生からは、ミニチュアの世界が展開されていく新鮮な感情や、アイテムを置いていくごとに

こころが動かされ、次にやりたいことへの思いが湧き上がる不思議な感覚について共有された。

後期には2022年度に初めて実施した「編み物クラブ」を今年度も4回にわたり実施した。参加者は少なかったが、学生がものづくりを通して他者と交流し思いを巡らせる体験をすることは、こころの活動を促すことに通じるため意義があると思われる。

学生相談センターで行うグループワークを通して、学生相談という学内にありながら未知のものに足を踏み入れる体験となり、学内で起こる日常の体験とは少し違った学生同士の触れ合いになることが考えられる。また、授業やサークル活動では他者と関わりを持ちにくく参加をためらう学生が、カウンセラーがいる中で関わるきっかけを得ることもある。今後も学生のニーズを把握しながらグループワークを企画し、学生に呼びかけていきたい。

表6 グループワーク のべ参加者内訳

参加者内訳	のべ人数
1年生	4
2年生	2
3年生	4
4年生以上	4
大学院生	4
合計	18

前期 万華鏡作製

学生相談センター主催
グループワーク

みんなで 万華鏡を つくろう

5月30日(火) 11:15~12:00

みんなで万華鏡をつくって鏡と光の織り成す世界をのぞいてみましょう

★1人につき1つ作製します。簡単に作ることができるので、手先を使う作業に自信がない方も安心して参加してください。万華鏡の中に入れるビーズやスパンコールなど、入れたいものがある方は持参してください。
1人でも、友達同士でも気軽にお越しください！

定員：10名 ※先着順・定員に達し次第×切
参加費：無料
会場：G棟215教室
申込方法：専用フォームからお申込ください → 
(WAKOのメールアドレスにログインして申込)

学生相談センター
TEL 044-949-0004 (月~金 9:15~16:30 ※)
<https://www.wako.ac.jp/campuslife/support/consultation-room.html>

※今回取得する個人情報には本企画のみを使用します。他の目的に使用することはありません。

前期 箱庭体験

学生相談センター主催 グループワーク

箱庭を体験してみよう

箱庭って何だろう？
砂の入った箱の中にミニチュアのアイテムを自由に置いていきます。箱庭体験グループでは、参加者全員でひとつの作品をつくります。こころの世界が内側から湧き上がる体験をしてみましょう。

※進行をするカウンセラーは、箱庭療法のトレーニングを受けている臨床心理士/公認心理師です。

日時 ① 6月19日(月) ※エントリーの際は、申込日時をよく確認してください。 ↓①の申込
15:00~15:45 
② 6月28日(水) ↓②の申込
14:00~14:45 

場所 G111(学生相談センター隣)
定員 各回4名(先着順)
対象 和光大学の学部生および大学院生

お問い合わせ
☎ 044-949-0004
学生相談センター/月~金
9:15~16:30 (13:00~14:00をのぞく) 

※今回、取得する個人情報は本企画のみに使用します。他の目的に使用することはありません。

後期 箱庭体験①

学生相談センター主催 グループワーク

箱庭を体験してみよう

「箱庭」って何でしょう？
砂の入った箱の中にミニチュアのアイテムを自由に置くイメージ表現です。今回の箱庭体験では、グループ全員でひとつの作品をつくります。こころの世界が内側から湧き上がる体験をしてみませんか。

※進行をするカウンセラーは、箱庭療法のトレーニングを受けている臨床心理士/公認心理師です。

日時 ● 2023年10月25日(水)
14:00~14:45

場所 ● G111(学生相談センター隣)
定員 ● 4名(先着順)
対象 ● 和光大学の学部生
および大学院生

[お申込みはこちら](#) → 

お問い合わせ先 ● 和光大学 学生相談センター
☎ 044-949-0004
月~金/9:15~16:30 (13:00~14:00をのぞく)

※今回、取得する個人情報は本企画のみに使用します。他の目的に使用することはありません。

後期 箱庭体験②

「箱庭」を体験してみよう

箱庭って何だろう？
砂の入った箱の中にミニチュアのアイテムを自由に置いていきます。箱庭体験グループでは、参加者全員でひとつの作品をつくります。こころの世界が内側から湧き上がる体験をしてみませんか。

※進行をするカウンセラーは、箱庭療法のトレーニングを受けている臨床心理士/公認心理師です。

日時 11月20日(月)
14:00~14:45
場所 G111(学生相談センター隣)
定員 各回4名(先着順)
対象 和光大学の学部生および大学院生
[申込はこちら](#) → 

お問い合わせ
☎ 044-949-0004
学生相談センター/月~金
9:15~16:30 (13:00~14:00をのぞく)

※今回、取得する個人情報は本企画のみに使用します。他の目的に使用することはありません。

後期 編み物クラブ



初心者歓迎

予約なしでOK

自分のペースで大丈夫

出入り自由

編み物クラブ

学生相談センター主催

開 催 日 時

11月21日(火)12:15~13:00 A棟4階 第2会議室	11月29日(水)15:00~15:45 A棟4階 第2会議室
12月15日(金)15:00~15:45 A棟10階 第4会議室	1月11日(木)11:15~12:00 A棟10階 第4会議室

対 象 ◆ 和光大学の学部生・大学院生
持 ち 物 ◆ 自分の好きな毛糸、編針など、※100円ショップなどで購入可
 (初心者の方は、初回のみこちらで用意したものを使用できます)
参加方法 ◆ 開催時間内に直接来室してください
予めのた ◆ 学生相談センターの編み物好きのクラブサークルが参加します。
 中にはありませんが、協賛的な編み方はレクチャーできます。
 なお、参加回数は自由です。ぜひ一緒に楽しみましょう！

みんなで編み物しませんか。
 おしりすくすくしないし、しっかり編み物したら、た
 びやってくる。一回だけ参加したい、見学だけでも
 いい、編み物仲間を作りたい、どんな人でも大歓迎
 です。みんな、はこり通じましょう。

和光大学 学生相談センター TEL 044-949-0004



開催時間：9:15~13:00/14:00~18:30(日~金) ◆ どうぞお気軽にお問合せください！

— 運営上の課題 —

周知活動・啓発活動

2023年度は学生の来談率が一時期停滞したこともあり、学生相談センターを学生に周知し、利用しやすくなるよう働きかけを行う必要性を再認識した。また相談やグループワークへの参加で学生相談センターを利用する学生に限らず、広く学生にメンタルヘルスに関する話題を提供し、意識付けをしていくことも学生相談活動の一つである。学生相談センターからの通信発行や、学生に対しての講演活動の機会を設けて啓発活動を行っていくことをスタッフ間で話し合っている。

待合室の確保

学生相談センター内に待合室がないことは以前からの課題として残っている。申込時や相談前に、受付で学生同士が遭遇する場面も少なくない。面接の少し前に訪れて待合室で心身を落ち着かせる時間を設けることもできにくい。学生相談センターが広く学生に利用しやすい環境となるよう、引き続き関係部署の協力を仰いでいる。

2023年度 学生相談センタースタッフ一覧

学生相談センター長	現代人間学部心理教育学科	熊上 崇
	カウンセラー	村上 弘子
	カウンセラー	板橋 千晶
	受付事務	堤 近子

和光大学学生相談センター年報 第6号

(2023年度)

2024年10月28日 発行

発行者 和光大学学生相談センター

編集 村上 弘子・板橋 千晶・堤 近子

〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘 5-1-1

044-949-0004 (内線 4108)
